

5 — 0 0 5

葬儀用祭壇貸出規程

伯耆町社会福祉協議会

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会葬儀用祭壇貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会が所有する葬儀用祭壇及び付属品（以下「祭壇」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 この祭壇は、町内に在住している者で、葬儀を営むもの、またはその代理人に貸出するものとする。

(使用許可の申請)

第3条 祭壇の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書を社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会会長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合は、条件を付して使用を許可するものとする。

2 使用の許可は、使用申請書の受付順に行うものとし、申請多数の場合には、条件を変更して使用させることができる。

(貸出の条件)

第5条 祭壇の使用条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用料は、次のとおりとする。

祭壇番号	利用料
3尺2号	10,000円
3尺3号	10,000円

(2) 貸出期間は、原則として貸出日から4日間とする。

(3) 祭壇の使用にともなう運搬、飾付け、格納、返納等については原則として利用者が別途料金を支払うことにより、この業務を南部広域シルバー人材センターに委託するものとする。

(利用者及び受託者の遵守事項)

第6条 使用者及び受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 祭壇に対し釘付け、貼付け、その他汚損、破損等のおそれのある行為をしてはならない。

(2) 他に転貸してはならない。

(3) 電気、ローソクその他火気の取扱いに注意しなければならない。

(4) 祭壇の飾付け、格納に際しては必ず備付けの手袋等を使用し、祭壇を汚損しないよう充分注意しなければならない。

(5) 祭壇の使用が終わったときはすみやかに容器に格納し、係員の点検を経て指定の場所へ返納するものとする。

(6) その他この規程に定めない事項についても、祭壇の取扱いについては、係員の指示に従わなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用の許可を取消することができる。

(1) 使用目的が変更されたとき。

(2) この規程に違反し、または管理者の指示に従わないとき。

(損害賠償)

第8条 使用者は、祭壇を汚損、破損または消失したときは、直ちに理由を付して管理者に届出なければならない。この場合において、使用者は管理者が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成17年2月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成31年4月1日から施行する。

使用申請書

申請するものを○ で囲んで下さい。	祭壇	礼状ハガキ	写真
故人の氏名		年齢	満 歳
死亡日時	平成 年 月 日		時 分
葬 儀	日時	月 日 時	場 所
告 別 式	日時	月 日 時	場 所
連絡先	TEL		
喪主住所			
喪主氏名			
喪主との続柄	死亡された方は、喪主の 父 母 祖父 祖母 その他 ()		

祭壇使用申請

祭壇等番号	岸本支所	3尺2号	3尺3号
		放送設備	A B C
使用の場所	・自宅 ・その他 ()		
使用期間	月 日から 月 日 (原則として5日目の午前中に返却)		
シルバー委託の有・無	・組み立て (13,000円) ・片付け (11,500円)		

香典返し礼状申し込み

ハガキのみ	別紙 会葬礼状価格表のとおり		
枚数	枚 (100枚までは社協が負担します)		
利用者代金	円×1.08 (消費税)	合計金額	円
平成 年 月 日	受領日		
申込者氏名	富士印刷渡し日		

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会長 様

祭壇利用料受領日	平成 年 月 日 (円)
香典返し	平成 年 月 日 (円)